

資料-219 土壌のダイオキシン類調査結果

一般環境調査結果

No.	調査地点		測定結果 (pg-TEQ/g)
1	泉区	鶴が丘小学校	1.3
2	若林区	六郷小学校	0.36
3	太白区	八木山小学校	0.0078

環境基準 1,000pg-TEQ/g

調査日:平成27年8月20日

## 資料－220 土壤汚染対策法施行状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

内 容		件数
法に規定する特定有害物質の使用を把握している特定施設(注1)の件数		169
法第3条(注2)	有害物質使用特定施設の廃止件数	25
	調査結果報告件数	10
	調査猶予件数	17
法第4条	一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出	48
	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第5条	調査命令発出件数	0
	調査結果報告件数	0
法第6条	要措置区域に指定した件数	1
	要措置区域を解除した件数	3
法第12条	形質変更時要届出区域に指定した件数	1
	形質変更時要届出区域を解除した件数	2
法第14条	指定の申請件数	1

(注1) 特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。

(注2) 法3条については、土壤汚染対策法施行後から平成28年3月31日までの累計件数。有害物質使用特定施設の廃止年度と調査結果報告・調査猶予の年度が異なる場合があること、また、調査猶予の取り消し後に調査結果報告を行う場合があることから、結果報告件数と調査猶予件数の合計が有害物質使用特定施設の廃止件数と一致しない場合がある。